

鈴鹿市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 1 2 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第 5 号

鈴鹿市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

鈴鹿市建築基準法施行細則（平成 1 1 年鈴鹿市規則第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第 2 （第27条関係）		別表第 2 （第27条関係）	
(い)	(ろ)	(い)	(ろ)
認定の区分	添付する図書	認定の区分	添付する図書
略	略	略	略
<u>政令第137条</u> <u>の12第 6 項</u> <u>若しくは第</u> <u>7 項又は政</u> <u>令第137条の</u> <u>16第 2 号の</u> <u>規定による</u> <u>認定</u>	省令第 1 条の 3 第 1 項 の表 1 の (い) 項に規定する付近見取図、配置図及び各階平面図、同表 (ろ) 項に規定する 2 面以上の立面図及び断面図並びに同項の表 2 の (61) 項に規定する既存不適格調書	政令第137条 の16第 2 号 の規定による認定	省令第 1 条の 3 第 1 項 の表 1 の (い) 項に規定する付近見取図、配置図及び各階平面図、同表 (ろ) 項に規定する 2 面以上の立面図及び断面図並びに同項の表 2 の (61) 項に規定する既存不適格調書

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。